

○伊東市建設工事等の競争入札に参加する者に必要な資格

昭和60年9月19日

伊東市告示第92号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、市が発注する建設工事の請負及び工事に係る測量、調査、設計又は監理（以下「建設業関連業務」という。）の委託並びに物品の製造の請負、購入又は役務の提供（以下「物品製造等」という。）に係る競争入札に参加することのできる者の資格を次のように定める。

第1 建設工事の請負契約に係る競争入札参加者に必要な資格

1 建設工事の請負契約に係る競争入札に参加することができる資格（以下「競争入札参加資格」という。）は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）に定める建設工事の種類ごとに認定する。

2 一般建設業者の競争入札参加資格

（1） 資格要件

競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる要件を備えたものとする。

ア 競争入札に参加しようとする建設工事に係る建設業について法第3条の許可を受けていること。

イ 競争入札に参加しようとする建設工事と同一の種類の建設工事について、法第27条の23第1項の規定による審査を受け、総合評定値を請求していること。

ウ 建設業の許可を得て、3年以上引き続き建設業を営んでいること。

エ 次の（ア）から（ウ）までの届出の義務を全て履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）。

（ア） 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

（イ） 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（ウ） 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

（2） 格付と発注基準金額

前号に定めるほか、市内に主たる営業所を有する者の土木一式工事及び建築一式工事（以下「格付2業種」という。）の競争入札参加資格を有する者は、それぞれ次の表に掲げる工事の種類ごとの金額（以下「発注基準金額」という。）の区分に

応じ、同表第1欄に掲げる等級に格付された者とする。ただし、指名競争入札について特に必要があると認める場合においては、発注基準金額に対応する等級の直近上位等級及び直近下位等級に格付された者とする。

等級	土木一式工事	建築一式工事
A	1, 000万円以上	2, 000万円以上
B	3, 000万円未満	3, 000万円未満

(3) 資格審査申請書等の提出

競争入札に参加しようとする者は、建設工事入札参加資格審査申請書（以下第1の規定において「申請書等」という。）を提出するものとし、その方法、時期、その他必要な事項は、別表による。

(4) 競争入札参加資格の認定

競争入札参加資格の認定は、申請書等に基づき、客観的事項（経営事項審査の各項目をいう。）について審査、評定することにより行うものとし、さらに、市内に主たる営業所を有する格付2業種については、客観的事項及び市発注の建設工事の成績により、土木一式工事及び建築一式工事の競争入札参加資格をA及びBの2等級に格付けすることにより行うものとする。

(5) 定期の審査等

競争入札参加資格の審査は、2年に1回定期に行うものとする。なお、定期の審査を行った年の翌年には、期日を定めて追加の審査を行うものとする。

(6) 適用除外

（2）の規定は、次の各号の一に該当する工事については、適用しない。

- ア 災害復旧工事
- イ 東日本旅客鉄道株式会社及び伊豆急行株式会社の施設に関連する工事
- ウ 特殊な機械又は工法を要する工事
- エ 特別な理由により、施工管理上特に配慮を要する工事
- オ 特殊な理由により、急施を要する工事

(7) 資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、当該資格の認定の日の翌日から次の定期の審査に基づく当該資格の認定の日までとする。

3 事業協同組合の競争入札参加資格

(1) 資格要件

競争入札参加資格を有する組合（中小企業等協同組合法（昭和24法律第181号）に基づいて設立された事業協同組合をいう。）は、次に掲げる要件を備えた者とする。

ア 競争入札に参加しようとする建設工事に係る建設業について、法第3条の許可を受けていること。

イ 経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明又は継続官公需適格証明を受けていること。

(2) 申請書の提出

競争入札に参加しようとする組合は、申請書を提出するものとし、その方法、時期その他必要な事項は、別表による。

(3) 資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、申請書を受理した日の翌日から一般建設業者の次の定期の審査に基づく競争入札参加資格の認定の日までとする。

4 共同企業体の競争入札参加資格

(1) 資格要件

競争入札参加資格を有する共同企業体は、その各構成員が2の(1)アからウまでの要件を備え、かつ、伊東市の競争入札参加資格を有しているものとする。

(2) 申請書の提出

競争入札に参加しようとする共同企業体は、申請書を提出するものとし、その方法、時期その他必要な事項は、別表による。

(3) 競争入札参加資格の認定

共同企業体の競争入札参加資格の認定は、申請に基づき2の(4)に掲げる事項について審査、評定することにより行うものとし、更に、格付2業種の競争入札参加資格については、同(4)の例により格付することにより行うものとする。

(4) 資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、特定の工事を施行することを目的とするものを除き、当該資格の認定の日の翌日から共同企業体の次の定期の審査に基づく競争入札参加資格の認定の日までとする。

第2 建設業関連業務の委託に係る競争入札参加者に必要な資格

1 業種区分

建設業関連業務の委託に係る競争入札に参加する資格は、次に掲げる業種ごとに認定する。

(1) 測量

(2) 建築関係建設コンサルタント業務（土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する調査、企画、立案若しくは助言を行う業務（以下第2の規定において「建設コンサルタント業務」という。）のうち、建築に関するものをいう。）

(3) 土木関係建設コンサルタント業務（建設コンサルタント業務のうち土木に関するものをいう。）

(4) 地質調査業務

(5) 補償関係コンサルタント業務

2 資格要件

競争入札参加資格を有する者は、市が発注しようとする建設業関連業務に関し引き続き3年以上の営業実績を有し、かつ、当該資格に関する審査を受け、当該資格を認定された者とする。ただし、営業に関して法律上登録等を受けていることが必要とされる建設業関連業務については、当該登録等を受けていない者は競争入札参加資格を有しない。

3 資格審査申請書等の提出

競争入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格申請書（以下第2において「申請書等」という。）を提出するものとし、その方法、時期その他必要な事項は、別表による。

4 定期の審査等

競争入札参加資格の審査は、2年に1回定期に行うものとする。

なお、定期の審査を行った年の翌年には、期日を定めて追加の審査を行うものとする。

5 競争入札参加資格の認定

競争入札参加資格の認定は、申請書等に基づき、次に掲げる項目を審査することにより行うものとする。

(1) 業種区分別の基準日直前2年の年間平均実績高

(2) 自己資本の額

(3) 職員の数

(4) 営業年数

6 資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、当該資格の認定された日の翌日から次の定期の審査に基づく当該資格の認定の日までとする。

第3 物品製造等に係る競争入札参加者に必要な資格

1 資格要件

競争入札参加資格を有する者は、市が発注しようとする物品その他役務の提供に関し引き続き3年以上の営業実績を有し、かつ、契約の性質若しくは目的により当該契約の履行について、法令の規定による許可又は資格等を必要とするものにあっては、当該許可又は資格等を受けている者とする。

2 資格審査の申請

競争入札参加資格の審査を受けようとする者は、申請書を提出するものとし、その方法、時期その他必要な事項は、別表による。

3 定期の審査等

競争入札参加資格の審査は、2年に1回定期に行うものとする。

なお、定期の審査を行った年の翌年には、期日を定めて追加の審査を行うものとする。

4 資格の認定

競争入札参加資格の認定は、前項の申請書に基づき、次に定める事項について審査、評定することにより行う。

(1) 販売等の年間平均実績

(2) 経営規模

(3) 流動比率

(4) 営業年数

5 資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、当該資格の認定された日の翌日から次の定期の審査に基づく当該資格の認定の日までとする。

附 則

- 1 この告示は、昭和60年10月1日から施行する。
- 2 この告示施行の際、現に提出されている競争入札参加申請は、この告示の相当規定に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この告示第1—2—(1)一イの規定は、昭和61年4月1日から適用し、同日前の扱いについては、なお従前の例による。
- 4 伊東市指名競争入札等に関する事務取扱要綱（昭和53年伊東市告示第1号）は、廃止する。

附 則（平成3年10月7日伊東市告示第102号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成5年11月25日伊東市告示第151号）

この公示は、公示の日から施行する。

附 則（平成8年11月25日伊東市告示第122号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成11年3月31日伊東市告示第55号）

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年1月5日伊東市告示第3号）

この告示は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成16年12月10日伊東市告示第169号）

この告示は、平成17年2月1日から施行する。

附 則（平成17年3月3日伊東市告示第35号）

この告示は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成20年7月14日伊東市告示第161号）

この告示は、平成20年10月1日から施行し、別表の改正規定中「財政課」を「庶務課」に改める部分は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月30日伊東市告示第66号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月29日伊東市告示第216号）

この告示は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成28年9月7日伊東市告示第189号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第1建設工事の請負契約に係る競争入札

参加者に必要な資格の部2の項第1号にエを加える改正規定は、平成31年2月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日伊東市告示第46号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月6日伊東市告示第195号）

この告示は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和6年12月11日伊東市告示第229号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表

（令2告示46・一部改正）

建設工事等入札参加資格審査申請書の提出の時期、方法その他必要な事項

1 申請書等の提出時期

提出者の区分	提出の時期
一般の建設業者	西暦奇数年の2月1日から2月21日まで
共同企業体	西暦奇数年の2月1日から2月21日まで。ただし、特定の工事を施工することを目的とするものにあっては隨時
事業協同組合	隨時
建設業関連業務の委託の入札参加申請者	西暦奇数年の2月1日から2月21日まで。ただし、市長が指定する業務にあっては、この限りでない。
物品製造等の入札参加申請者	西暦奇数年の1月11日から1月25日まで。ただし、市長が指定する業務にあっては、この限りでない。

（備考） 西暦奇数年に行う上表記載の定期の審査の受付のほか、西暦偶数年の2月1日から2月15日までの間、入札参加資格を有しない者を対象に追加の審査の受付を行う。

2 提出場所

（1） 建設業関連業務 総務部庶務課

（2） 物品製造等 総務部庶務課

3 提出部数 1部

4 提出書類

（1） 提出者共通の書類

- ア 入札参加資格審査申請書
- イ 営業許可証明書
- ウ 営業所一覧表
- エ 営業経歴書
- オ 納税証明書（伊東市内に主たる事業所を有する者にあっては、法人及び代表者又は個人に賦課されている市税のすべて、その他の者にあっては、市税のすべて、法人税、消費税及び地方消費税）
- カ 代表者身分証明書（個人の場合に限る。）
- キ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- ク 委任状（支店等に権限を委任する場合）
- ケ 経営事項審査結果通知書写（建設業以外のものについては、最近2年間の営業実績を示す書類）
- コ 誓約書

(2) (1) のほか、一般建設業者が提出する書類

- ア 技術職員名簿
- イ 健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び退職金制度の加入の状況を示す書類（経営事項審査結果通知書写で確認できない場合に限る。）

(3) (1) のほか、共同企業体が提出する書類

- ア 共同企業体協定書写

(4) (1) のほか事業協同組合が提出する書類

- ア 官公需適格組合証明書写
- イ 組合員名簿
- ウ 共同受注規約
- エ 配分基準

5 変更届

申請書提出後次に掲げる事項に変更があったときは、変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の所在地又は電話番号
- (3) 代表者氏名

(4) 許可を受けた営業の種類及び区分